三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
四　旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十八条第二項の規定により十二月に支払うべき年金をその前月に支払うことを請求をする場合においては、その旨
第三条第二項及び第三条の三第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第八条第一項第三号ロ中「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）」を「郵便貯金銀行の営業所等」に改める。
第十三条中「未支給福祉年金支給請求書（様式第九号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを地方社会保険事務局長に提出しなければならない。」を「次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。」に改め、同条各号を次のように改める。
一　受給権者の氏名及び住所
二　受給権者の死亡の年月日
三　受給権者の国民年金証書の記号番号
四　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係
五　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
六　請求者以外に法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係
第十三条に次の一項を加える。
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　受給権者の死亡の当時における受給権者と請求者との相互の身分関係を明らかにすることができる書類
二　受給権者の死亡の当時、受給権者が請求者と生計を同じくしたことを明らかにすることができる書類
様式第一号を次のように改める。
様式第一号　削除
様式第二号及び様式第三号（表面）中「地方社会保険事務局長」を「日本年金機構」に改める。
様式第四号（二ページ）中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。
様式第五号（表面）及び様式第六号中「地方社会保険事務局長」を「日本年金機構」に改める。
様式第七号から第九号までを次のように改める。
様式第七号から第九号まで　削除

（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正）
第十一条　次に掲げる省令の規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
一　厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十六年厚生省令第四十八号）附則第三項から第五項まで
二　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十一年厚生省令第十七号）附則第四項
三　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百五十一号）附則第四条
四　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）附則第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第二項
（船員保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
第十二条　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十六年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二項及び第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。
（厚生年金基金規則の一部改正）
第十三条　厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項第三号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。
第七十四条第二項の表中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。
第七十四条の二第一項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。
第八十八条中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。
（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正）
第十四条　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。
第二十五条第二項中「社会保険庁」を「日本年金機構」に改める。
（社会保険労務士法施行規則の一部改正）
第十五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。
第一条の十一第二号中「設立された法人」の下に「及び日本年金機構」を加える。
第五条第一項中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長若しくは地方厚生支局長」に、「所轄の社会保険事務局長」を「所轄の地方厚生局長等」に改める。
第六条第一項、第九条の五第一項及び第二十二条の二中「社会保険事務局長」を「地方厚生局長等」に改める。
第三十三条の次に次の一条を加える。
（権限の委任）
第三十四条　法第三十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び都道府県労働局長に委任する。
一　法第十八条第一項ただし書に規定する許可
二　法第二十四条第一項に規定する報告徴収及び立入検査
三　法第二十五条の三の二に規定する通知の受理
四　法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可
五　法第二十五条の四十七に規定する総会の決議の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）
六　法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徴収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）
2　法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。
様式第十号中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長若しくは地方厚生支局長」に改める。